

水資源機構事業 両筑平野用水二期地区

事業の概要

本地区は水資源開発公団営両筑平野用水事業(S42～S49)により造成された江川ダム、頭首工、幹支線水路等により地区内に配水している。

本事業では、安定的な農業用水を確保するため、ダム利水放流施設1ヵ所、頭首工2ヶ所、導水路L=4.2km、幹支線水路L=21.5kmの改修とあわせて水管理の合理化、迅速化を図るため、水管理システムの導入を行うものである。

事業の目的・必要性

本地区は、福岡県の中央部に位置する筑後川の中流右岸沿いに広がる平坦地帯の約4,700haに及ぶ農業地帯である。

しかしながら、施設の老朽化に伴って機能の低下が進行しており、安定した用水供給が困難となっていると同時に、現地での手動操作を基本とする農業用水施設の管理形態とも相まって、一元的かつ迅速な配水管理に苦慮している状況である。

このため、施設の改修とあわせて水管理システムの導入を行うことにより、農業経営の安定化を図るものである。

事業の効率性

効用(年総効果額)

・営農に係る経費の節減	107百万円
・施設の改修に伴う維持管理費の増減	8百万円
・施設改修による現況施設機能の維持	994百万円

計

1,109百万円

(費用便益比の算定)

区 分	算定式	数 値	備 考
総事業費	①	18,242百万円	
効用	②	1,109百万円	
廃用損失額	③	44百万円	廃止する施設の残存価値
総合耐用年数	④	35年	当該事業の耐用年数
還元率×(1+建設利息率)	⑤	0.0564	総合耐用年数に応じ、効用から総便益を算定するための係数
総便益	⑥=②/⑤-③	19,626百万円	
費用便益比	⑦=⑥/①	1.07	

注) 数値は、独立行政法人水資源機構法に基づく法手続を経て確定するため、現時点では暫定値である。

事業の有効性

本事業による施設の改修と水管理システムの導入により、安定した用水の供給と水管理の合理化、迅速化が図られることから、年間約107百万円相当の営農に係る経費及び、年間約8百万円相当の農業水利施設の維持管理にかかる経費の節減が図られる。

日程・手続き

本事業の実施主体は独立行政法人水資源機構であるため、独立行政法人水資源機構法第13条に基づく事業実施計画を策定し、平成17年度中に主務大臣の事業認可を得る予定。

事業に対する決議

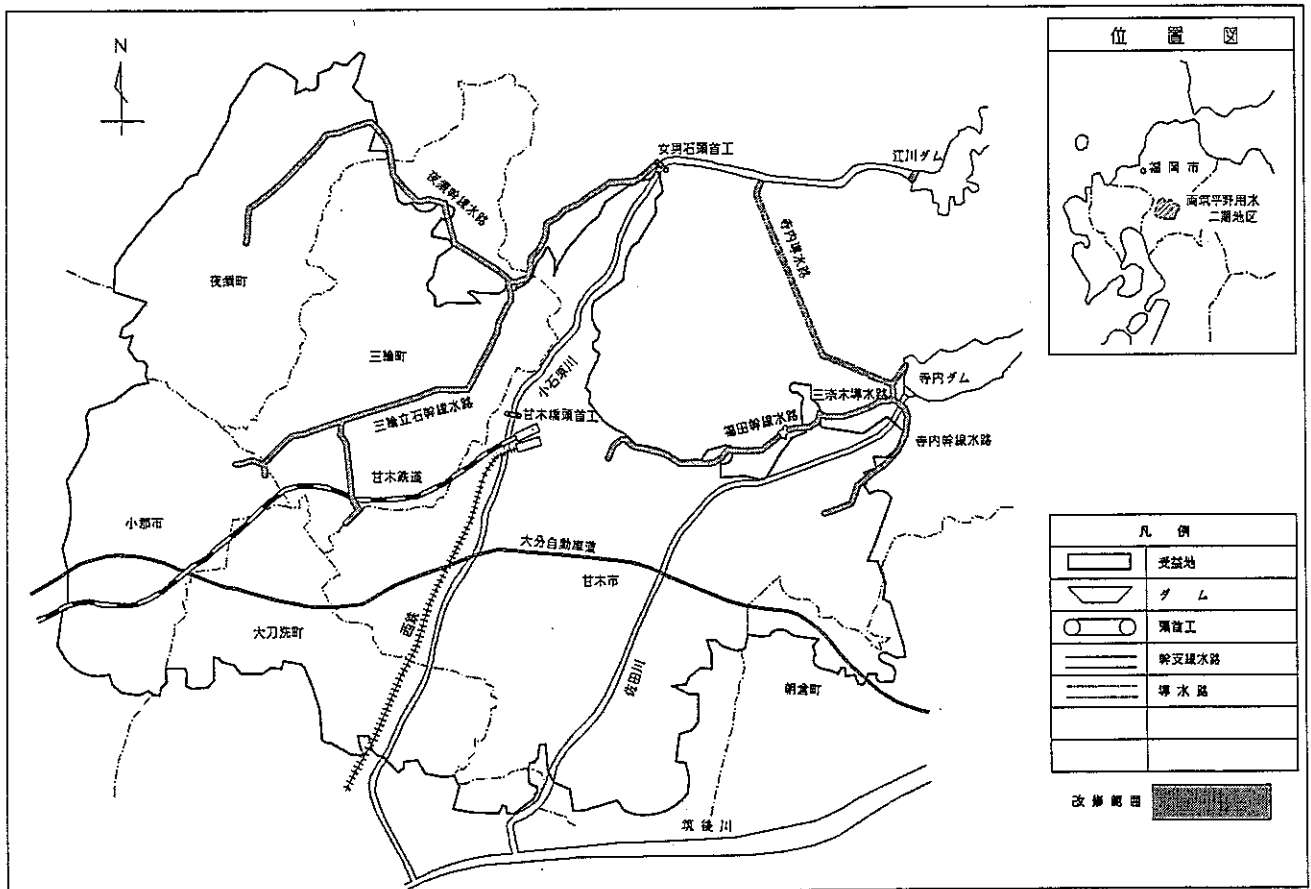
平成16年5月26日に開催された両筑地区国営かんがい排水事業(施設整備)推進協議会(構成:関係2市4町首長、土地改良区等)通常総会において、平成17年度着工について確認された。また、6月3日に開催された両筑土地改良区臨時総代会においても、平成17年度着工について意思統一が図られている。

評価担当局

農村振興局

概要図

1. 受益面積	4, 675 ha		
2. 受益者数	6, 760 人		
3. 主要工事計画	工 種	数 量	事 業 費
	ダム利水放流施設改修	1ヶ所	39百万円
	頭首工改修	2ヶ所	385百万円
	導水路改修	4.2 km	1, 291百万円
	幹支線水路改修	21.5 km	16, 527百万円
4. 国営総事業費	18, 242百万円		



平成17年度新規地区採択チェックリスト (水資源機構事業)

(局名：九州農政局) (地区名：両筑平野用水二期地区)

1. 必須事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業の必要性が明確であること。(必要性)	・農業生産性の向上、農業総生産の維持・増大、農業生産の選択的拡大、農業構造の改善等の観点から、当該事業を必要とすること。	☐
2. 技術的可能性が確実であること。	・地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。	☐
3. 事業の効率性が十分見込まれること。(効率性)	・当該事業のすべての効用がそのすべての費用を償うこと。	☐
4. 農家負担の可能性が十分であること。(公平性)	・当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農業経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとはならないこと。	☐
5. 環境との調和に配慮していること。	・当該事業が環境との調和に配慮したものであること。	☐
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。 ・採択に係る事業の工期が、別に定められた「限度工期」を超えないこと。	☐

項目を満たしている場合は「○」とする。

平成17年度新規地区採択チェックリスト (水資源機構事業)

(局名：九州農政局) (地区名：両筑平野用水二期地区)

2. 優先配慮事項

項 目	評 価 の 内 容	判定
1. 事業で達成する目標に関する事項 (有効性)	①地域農業の生産性向上・農業経営の安定化が図られる。 ②農地利用の集積等構造政策の推進のための基本的条件が整備される。 ③水利秩序の形成・再編を実施し、水資源の有効活用が図られる。 ④老朽化等により機能低下している土地改良施設の機能回復や農業災害の防止等が図られる。	☒ ☐ ☒ ☒
2. 事業内容や実施体制等に関する事項	①事業費の経済性、効率性が十分確保されている。 ②コスト縮減について具体的に配慮した計画となっている。 ③関係都道府県や市町村が策定する農業振興に関する計画と整合が図られている。 ④高生産性優良農業地域対策または中山間地域等総合振興対策対象地域である。 ⑤一般被害等の軽減にも寄与するものである。	☒ ☒ ☒ ☒ ☐

項 目	評 価 の 内 容	判定
	⑥地元の事業推進体制が整備されている。	☐ ○
	⑦関係市町村や受益農家に対し、事業計画の内容や負担金等について理解を得ており、事業実施に対する合意形成が図られている。	☐ ○
	⑧関係機関との協議について、基本的事項の合意に達している。	☐ ○
	⑨関連する他事業との調整が図られている。	☐
	⑩施設の適切な維持管理のための体制が整備されている。	☐ ○

項目を満たしている場合は「○」とする。